

全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成27年2月23日(月)

社 会 ・ 援 護 局

目次

	頁
I 社会関係	
1 生活困窮者自立支援制度について.....	2
2 生活保護の適正実施等	14
3 社会福祉法人改革について	26
4 福祉・介護人材確保対策について	39
5 社会関係の法案・予算について	48
II 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)関係	
臨時福祉給付金(簡素な給付措置)について.....	59

Ⅲ 援護関係

頁

(重点事項)

1. 戦後70周年における取組について	65
(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について	66
(2) 特別企画展の開催について	67
(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について	68
(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施	70
2. 中国残留邦人等に対する支援策の実施	71
3. 遺骨収集帰還等慰霊事業	73
4. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	75
5. 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等	76
6. 社会・援護局(援護)の組織改正について	77

(予算概要)

・ 平成27年度援護関係予算(案)の概要	78
----------------------------	----

I 社会関係

1 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化
- 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う

制度の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の任意事業を行う
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金 : **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業 : **国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業 : **国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

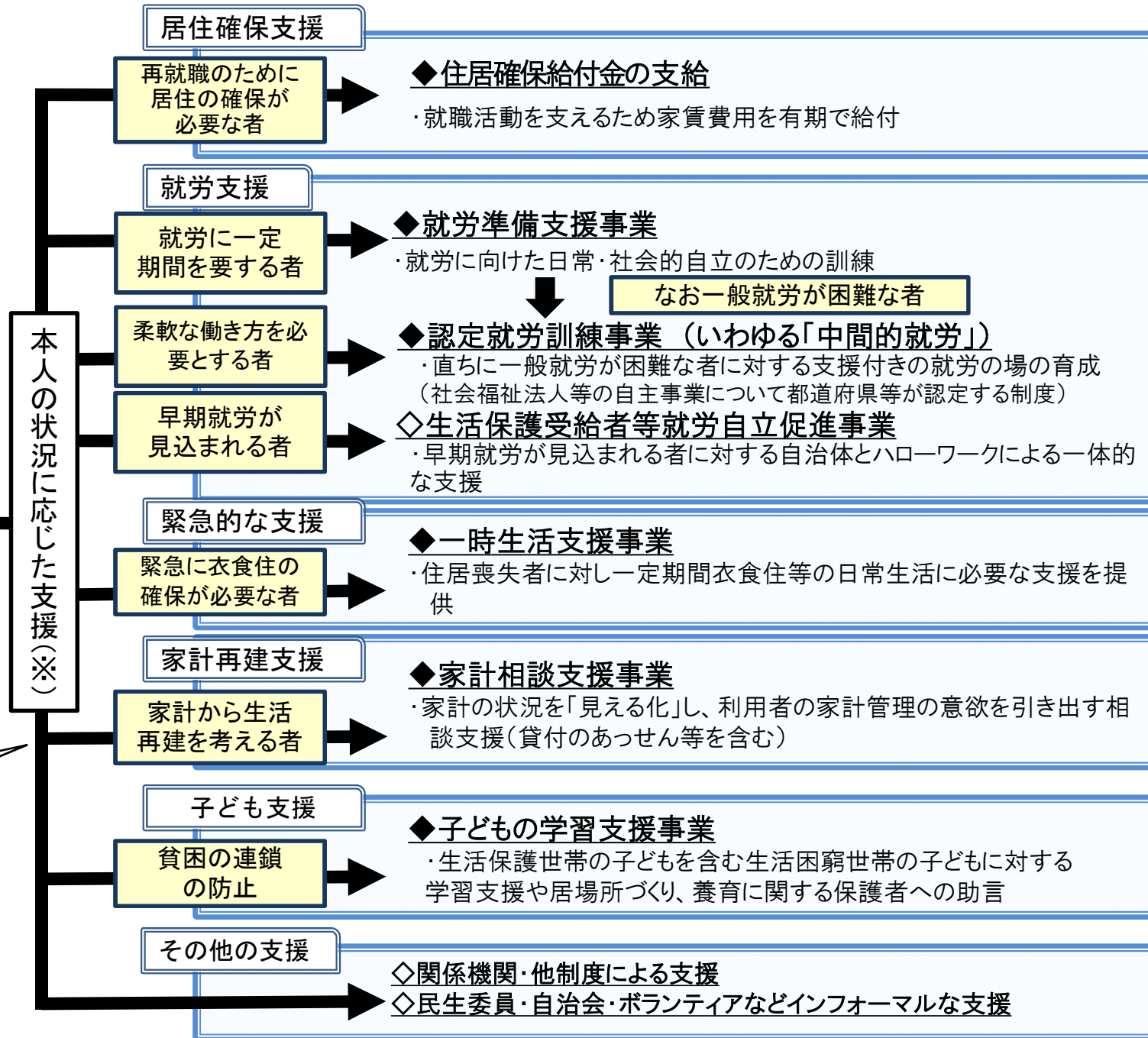
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援法の考え方

1. 社会的排除・孤立から社会的参加へ
2. 生活困窮者自立支援の理念（法律の条文の奥底・行間にあるもの）
3. 包括的な支援制度 = 枠組みを規定した法律・道具を並べた法律
： 真に生きた支援とするには
⇒ 使う人（支援に携わる人）の心構えにかかっている
⇒ 並べられた道具だけ使ってもだめ
4. 「ヒト」を中心に考える
： 利用者・対象者がいるから制度・事業がある、制度・事業があって利用者・対象者がいるのではない = 制度・事業の鋳型に利用者・対象者を当てはめないこと
5. 「コーディネート」が新制度の命
： 双方向のコーディネート
= 「生活困窮者が地域社会に」「地域社会が生活困窮者に」繋がるコーディネート
6. 地域づくり・社会づくり 地域の資源の総動員
： 社会福祉法人改革との関わり
： 地方創生との関わり

平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業(負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業(補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業 (1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)	
合計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	被保護者就労支援事業(第55条の6)
生活困窮者就労準備支援事業	被保護者就労準備支援事業(第27条の2に基づく予算事業)
生活困窮者家計相談支援事業	(個々の状況に応じケースワーカーが支援)
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、 新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

事業内容

<就労支援>

○相談、助言

被保護者の就労支援に必要な相談・助言

○求職活動への支援

履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言

○求職活動への同行

ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接の際などに同行

○連絡調整

ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整

○個別求人開拓

本人希望等を踏まえた個別の求人開拓

○定着支援

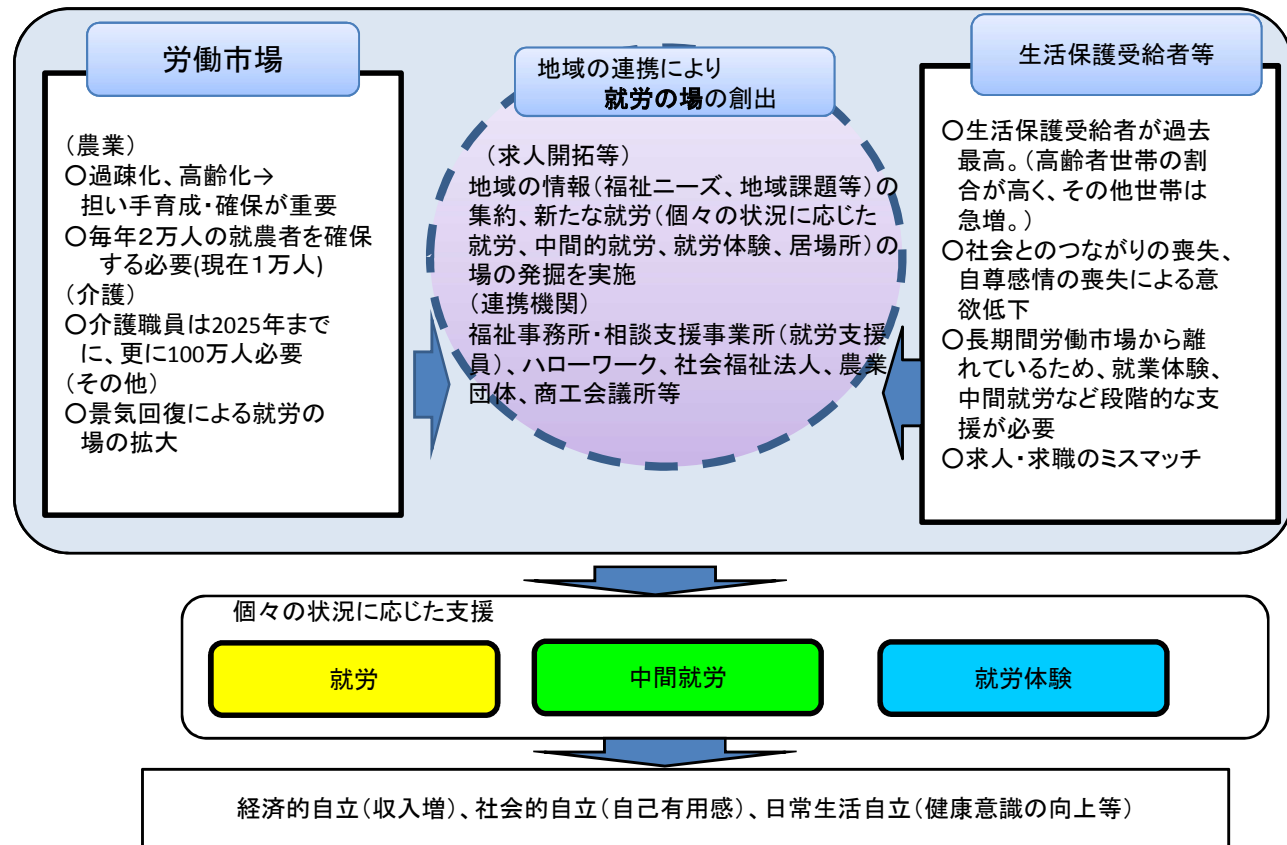
就労後のフォローアップの実施

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築。



被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、総合的かつ段階的に実施する。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を総合的、段階的に実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

<居宅生活移行支援事業>

- 無料低額宿泊所を利用中の被保護者に対し、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置し、利用者ごと支援計画を策定したうえで、居宅生活等に向けた支援を実施。

支援の流れ(イメージ)

就労に向け一定の支援が必要な者

生活のリズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な者

被保護者就労支援事業(就労支援員による支援)等

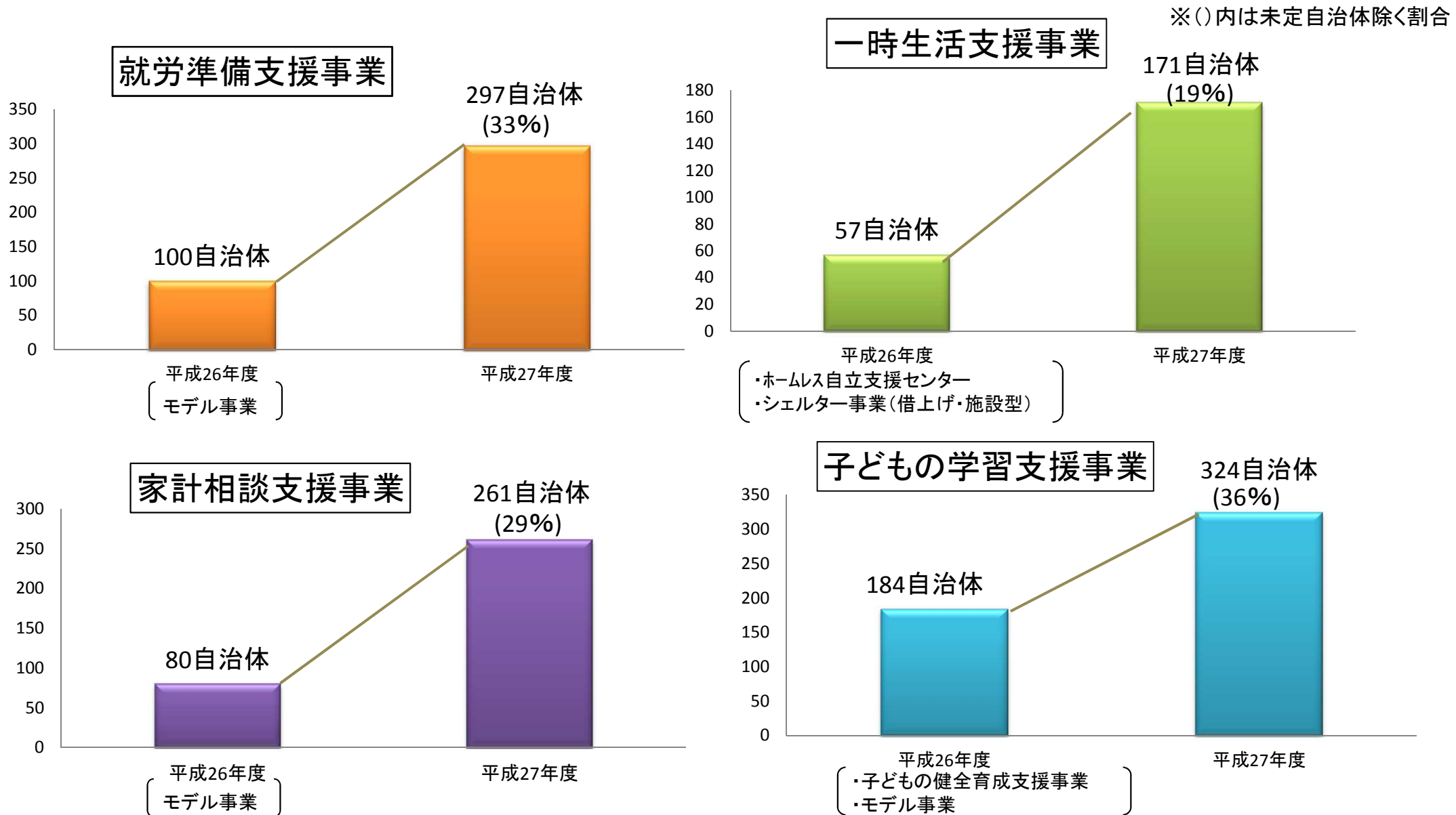
被保護者就労準備支援事業
(就労に向けた準備段階の支援として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を、総合的、段階的に実施)

中間的就労など

一般就労

任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。



施行スケジュール(イメージ)

事項	平成27年 1 月	2 月	3 月	4 月	
法令・ 予算等	<p style="text-align: center;">政省令・ 告示の公布</p>	<p style="text-align: center;">関係通知、手引 き、事務処理マ ニュアルの発出</p>	<p style="text-align: center;">交付要領 等発出</p>	制 度 施 行	
会議・ 説明会	<p style="text-align: center;">26 全国担当者会議 →予算、政省令等を説明</p>	<p style="text-align: center;">23 全国部局長会議</p>	<p style="text-align: center;">9 全国主管課長会議</p>		
自治体	<p style="text-align: center;">施行に向け、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築</p> <p style="text-align: center;">住民に対する周知広報</p> <p style="text-align: center;">議会上程(予算案)</p> <p style="text-align: center;">委託先の選定・契約</p>				

新制度施行に向けたポイント

(予算の確保)

- 新たに生活困窮者自立支援法に基づき実施される事業に加え、セーフティーネット補助金による事業や臨時・緊急的措置として行われてきた住まい対策基金による事業を、新法に基づく事業の体系の下に再編。これらの実施に必要な予算として約500億円を計上。
- 法律の枠組みを得て、より安定的な財源として確保したところ。
各自治体において、生活困窮者に対する実際の支援として具現化していくことが重要。

(包括的な体制の構築)

- 必須事業である自立相談支援事業によるコーディネートの下、任意事業も組み合わせ、さらに 様々な制度・事業を活用して、包括的な支援の実現を図る。
- とりわけ、対象者の早期発見や包括的な支援を行うことができるよう、各首長のリーダーシップの下、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築することが重要。

(人材の養成)

- 新制度の成否は支援に従事する人材にかかっており、今年度から当分の間、国において自立相談支援事業の養成研修を実施。併せて、各自治体において、地域における伝達研修などを実施し、ノウハウの共有を図ることが重要。

(法施行後の取組)

- 包括的な支援体制の構築は、一朝一夕に可能となるものではない。
法施行後も、実施状況を確認しながら、着実に支援体制を拡げていくことが重要。
国も自治体と丁寧にご相談しながら、制度の充実・運用の改善を図る。

厚生労働省の広報について (生活困窮者自立支援制度関係)

生活困窮者を早期に把握し支援につなげるため、広報について、各自治体において、十分な取組をお願いしたい。

なお、厚生労働省における広報については、以下のとおり展開する予定である。

- 生活困窮者自立支援制度のリーフレット、パンフレット、ポスターの作成。
 - ・ 各自治体の取組に即して適宜加工できるよう、電子媒体を提供。
 - ※ リーフレット等の印刷経費などは、今年度の施行円滑化経費や来年度の自立支援事業の事業費からの支出は可能である。
 - ・ 加えて、地域福祉課からは、全国団体等にポスター等を配布予定。
- 政府広報により、2月16日から22日にかけて、新聞突出しの掲載。

(掲載文)

「4月から生活困窮者の支援制度が始まります」

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が4月から全国に設置されます。周りでお困りの方がいれば、その方にもお知らせください。

詳しくは、お住まいの都道府県・市まで

2 生活保護の適正実施等

就労支援の取組の効果検証等

趣旨

生活保護受給者に対する就労支援を効果的・効率的に実施するため、各自治体において地域の実情を踏まえ、就労支援に関する計画を策定するとともに、事業効果の検証等を実施し適切に事業の見直しを行う。

自治体の取組

評価を踏まえて就労支援事業を見直し

現状の分析

- 管内の雇用動向と保護率の状況
- 就労支援の状況
- 関係機関との連携状況
- 地域資源の状況 等

就労支援促進 計画（仮称）の策定

- 数値目標
・参加率、就労・増収率 等
- 取組方針
・取り組むべき事項、改善の方策
・関係機関との連携協議会開催
（年○回）等

実施

- 就労支援員等による相談、指導
- 関係機関が参画した協議の場
の設置・推進
- 求人開拓・定着促進 等

評価・方策の見直し

- 達成状況の把握・評価
・参加者数（率）
・就労・増収者数（率）等
- 評価を踏まえた計画の
見直し

国の取組

指標、評価方法を通知

- 事業効果を検証するための参考となる指標・評価方法等を自治体に通知

取組を評価し、補助金交付 （インセンティブの付与）

- 参加率・就労・増収率、連携体制の構築状況を勘案し、補助金を加算。

生活保護における後発医薬品の数量シェア

- 生活保護における後発医薬品の使用割合(数量シェア)は、全国平均で61.0%。
- 都道府県等の自治体別で見ると地域差が見られ、最大78.9%(那覇市)～最低45.6%(和歌山県)まで、その差は約2倍。

	生活保護	医療全体
平成25年	47.8%	46.7%
平成26年	61.0%	54.5%

出典)「医療扶助実態調査(各年6月審査分)」、
「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(5月診療分)」

(%)

都道府県	
北海道	56.3
青森県	65.9
岩手県	64.2
宮城県	69.1
秋田県	53.9
山形県	68.1
福島県	62.5
茨城県	59.8
栃木県	59.6
群馬県	70.8
埼玉県	65.1
千葉県	59.2
東京都	66.1
神奈川県	60.9
新潟県	62.9
富山県	68.8
石川県	63.4
福井県	71.5
山梨県	60.1
長野県	75.5
岐阜県	60.2
静岡県	65.5
愛知県	64.8
三重県	60.3
滋賀県	51.1
京都府	52.9
大阪府	53.5
兵庫県	57.7
奈良県	55.8
和歌山県	最小 45.6
鳥取県	60.5
島根県	67.5
岡山県	64.3
広島県	69.7
山口県	60.5
徳島県	56.8
香川県	61.7
愛媛県	57.3
高知県	60.4
福岡県	59.3
佐賀県	59.4
長崎県	70.3
熊本県	71.7
大分県	67.5
宮崎県	70.1
鹿児島県	73.4
沖縄県	最大 75.7

(%)

政令市指定都市	
札幌市	55.7
仙台市	69.5
さいたま市	56.5
千葉市	57.3
横浜市	60.5
川崎市	65.3
相模原市	57.6
新潟市	59.7
静岡市	62.3
浜松市	67.4
名古屋市	54.5
京都市	最小 52.3
大阪市	52.8
堺市	52.9
神戸市	57.9
岡山市	68.6
広島市	66.1
北九州市	63.6
福岡市	64.0
熊本市	最大 71.0

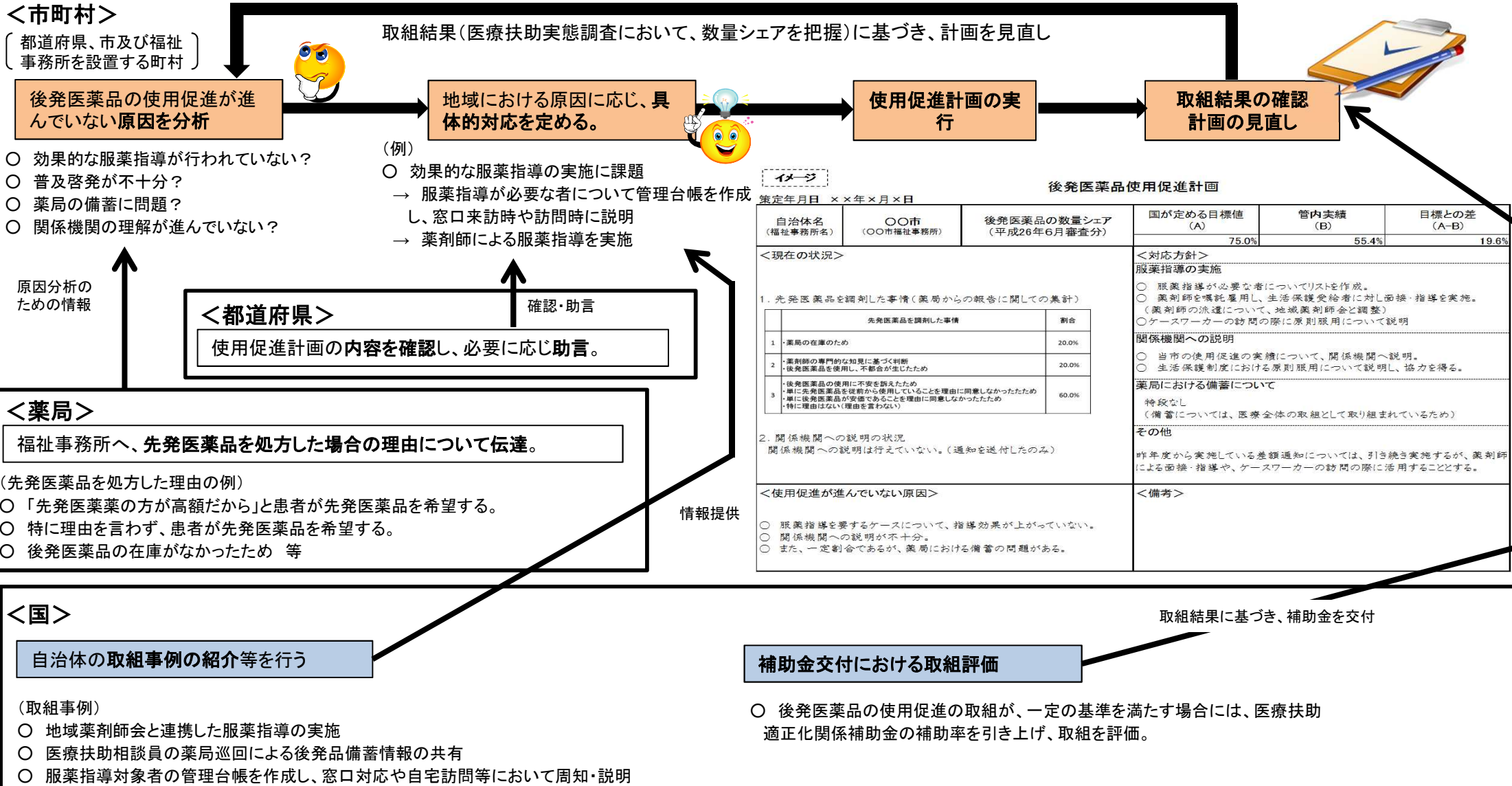
(%)

中核市	
旭川市	58.7
函館市	56.2
青森市	68.7
盛岡市	62.8
秋田市	62.5
郡山市	65.0
いわき市	55.2
宇都宮市	56.5
前橋市	71.1
高崎市	65.2
川越市	66.0
船橋市	65.0
柏市	66.2
横須賀市	63.0
富山市	72.2
金沢市	64.8
長野市	74.1
岐阜市	58.5
豊橋市	70.7
豊田市	68.0
岡崎市	59.2
大津市	59.0
高槻市	55.2
東大阪市	56.0
豊中市	55.9
枚方市	59.9
姫路市	56.2
西宮市	50.0
尼崎市	57.7
奈良市	56.5
和歌山市	最小 47.9
倉敷市	70.0
福山市	69.8
下関市	69.8
高松市	62.7
松山市	57.4
高知市	62.8
久留米市	71.9
長崎市	70.8
大分市	63.3
宮崎市	75.7
鹿児島市	74.0
那覇市	最大 78.9

出典)平成26年医療扶助実態調査(6月審査分)(速報値)

割合が低調である理由を分析し、その対応方針

- 市町村(都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村)において、以下の取組を実施。
 - ・ 後発医薬品の数量シェアが75.0%以下である市町村においては、後発医薬品の使用促進の取組に関する計画を策定。
 - ・ 計画の策定においては、後発医薬品の使用割合が低調である理由を分析し、その対応方針を定める。



イメージ

後発医薬品使用促進計画

策定年月日 ××年×月×日

自治体名 (福祉事務所)	〇〇市 (〇〇市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成26年6月審査分)	国が定める目標値 (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			75.0%	55.4%	19.6%

<現在の状況>
 服薬指導の実施
 ○ 服薬指導が必要な者についてリストを作成。
 ○ 薬剤師を嘱託雇用し、生活保護受給者に対し面接・指導を実施。
 (薬剤師の派遣について、地域薬剤師会と調整)
 ○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明

関係機関への説明
 ○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。
 ○ 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。

薬局における備蓄について
 特設なし
 (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)

その他
 昨年度から実施している差額通知については、引き続き実施するが、薬剤師による面接・指導や、ケースワーカーの訪問の際に活用することとする。

<使用促進が進んでいない原因>
 ○ 服薬指導を要するケースについて、指導効果が上がっていない。
 ○ 関係機関への説明が不十分。
 ○ また、一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。

<備考>

院内処方に関する後発医薬品使用促進の取組

- 院外処方(薬局における処方)については、平成26年度で後発医薬品の数量シェアが61.0%に達した一方、院内処方については、51.6%にとどまっている。
- 院内処方における後発医薬品の使用促進のため、後発医薬品の数量シェアが75.0%以下の医療機関については、都道府県等から状況の説明を行い、後発医薬品の使用促進について要請。

<院内処方と院外処方における数量シェアの伸び>

	平成25年	平成26年	伸び
院外処方	47.8%	61.0%	+13.2%
院内処方	49.2%	51.6%	+2.4%

出典)「医療扶助実態調査(各年6月審査分)」

<具体的な取組の内容>

- 生活保護受給者は、後発医薬品の使用が可能である場合には、後発医薬品の使用を原則化。
- 都道府県等は、院内処方を行う医療機関に対し、医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、医師が生活保護受給者に対する後発医薬品の使用を促すよう努めること(生活保護法第34条)について説明。
- また、上記の他、当該医療機関の状況や生活保護制度における取組状況等について説明。



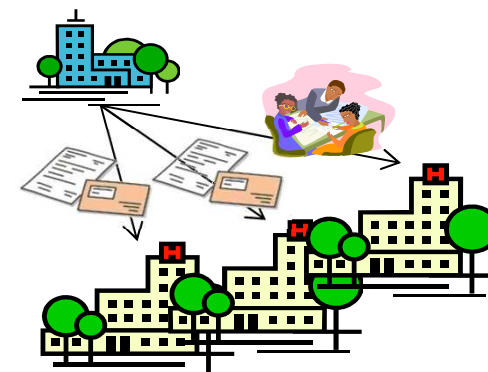
医療機関に対し、後発医薬品の使用促進について要請

(参考)生活保護法第34条第3項

医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。

<医療機関に対する要請の方法>

- 要請の場 : 個別訪問、講習会、広報、文書等
 - ※1 使用促進の状況により説明方法について、計画を立て、順次実施。
 - ※2 国全体の取組として設置されている都道府県協議会も活用。
 - ※3 医療機関の他、地域の職能団体に対し、協力を依頼。
- 説明方法の例 : 75.0%に達しない医療機関全体に対し文書の送付を行い、院内処方の規模が大きく、かつ数量シェアが特に低い医療機関に対し個別訪問を行う等



数量シェアが75.0%以下の医療機関

住宅扶助基準の見直しの考え方と影響額

<住宅扶助の概要>

被保護世帯の家賃について、都道府県、指定都市、中核市ごとに上限額を定め、その範囲内で実額を支給

◇東京都(23区等)の例(月額) 単身世帯:53,700円 2人～6人世帯:69,800円 7人以上世帯:83,800円

<住宅扶助基準の見直しの考え方>

① 単身世帯の住宅扶助上限額の適正化

各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準(※)を満たす民営借家を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向(全国平均△2.1%)等も踏まえて適正化

※ 住生活基本計画(平成23年3月)において、単身では25㎡となっている。

② 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化

世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化

現行の区分	単身	2～6人	7人以上	⇒	見直し案	単身	2人	3～5人	6人	7人以上
-------	----	------	------	---	------	----	----	------	----	------

③ 地域区分の細分化

都道府県の地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。

④ 床面積別の住宅扶助上限額の新設

床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、劣悪な住宅にもかかわらず、上限額で家賃を設定し、生活保護受給世帯を居住させる貧困ビジネスを是正。

<経過措置等>

住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、以下の措置を講じる。

- ① 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予する。
- ② 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給する。
- ③ 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用する。

<影響額(国費ベース)>

27年度	28年度	29年度	30年度(平年度化)
△30億円程度	△120億円程度	△180億円程度	△190億円程度

※ 減額は契約更新時まで猶予されるが、契約更新時期は徐々に訪れるため、影響額は30年度で平年度化されると見込んでいる。

施行時期 平成27年7月予定

住宅扶助基準の見直しの内容

<住宅扶助上限額の見直し(単身世帯)>

① 最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の実態を反映

現行の住宅扶助上限額が、最低居住面積水準(単身:25㎡)を満たす民営借家等の家賃額を低い方からカバーする率である全国平均値13%は維持しつつ、地域によるカバー率のバラツキを是正。

② 近年の家賃物価の動向の反映

①の検証時点である平成20年から平成25年までの家賃物価の動向(全国平均△2.1%)を反映させ適正化。

③ 民間の賃貸物件情報による調整

民間賃貸住宅市場で最低水準を満たす住宅の確保が困難とならない範囲で見直し。

<2人以上世帯の上限額>

○ 世帯人数ごとの最低居住面積の住宅における家賃水準の推計結果を踏まえ適正化。

○ 世帯構成による住宅のニーズに差があることなども踏まえ、柔軟な選択ができるよう留意して比率を設定。

単身世帯の家賃水準を1とする世帯人数別の比率

	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
現行の上限額(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.3					1.56
見直し案(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.2	1.3		1.4	1.56	

<床面積別の住宅扶助上限額の新設>

○ より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、床面積と家賃額との関係の推計結果を踏まえ、床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡~11㎡	10㎡~7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

住宅扶助基準の見直しの具体例

都道府県(3級地別)、指定都市、中核市ごとに、引上げとなる自治体と引下げとなる自治体の例

住宅扶助特別基準(上限額)

単位:万円

	現行(A)			見直し後(B)					(B)-(A)				
	単身	2~6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上
東京都1級地	5.4	7.0	8.4	5.4	6.4	7.0	7.5	8.4	0.0	△ 0.6	0.0	0.5	0.0
大阪府1級地	4.2	5.5	6.6	3.9	4.7	5.1	5.5	6.1	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.5
埼玉県2級地	4.8	6.2	7.4	4.3	5.2	5.6	6.0	6.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7
熊本県2級地	3.0	3.9	4.7	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.5	0.3	0.7	1.0	0.8
宮城県3級地	2.8	3.7	4.5	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.7	0.5	0.9	1.2	1.0
香川県3級地	3.3	4.3	5.2	3.2	3.8	4.2	4.5	5.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.1	0.2	△ 0.2
名古屋市	3.6	4.7	5.6	3.7	4.4	4.8	5.2	5.8	0.1	△ 0.3	0.1	0.5	0.2
神戸市	4.3	5.5	6.6	4.0	4.8	5.2	5.6	6.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	0.1	△ 0.4
富山市	3.0	3.9	4.7	3.3	4.0	4.3	4.6	5.1	0.3	0.1	0.4	0.7	0.4
福山市	3.5	4.6	5.5	3.4	4.1	4.4	4.8	5.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.2	0.2	△ 0.2

(注1) 今後、端数調整等が有り得る。

(注2) 床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを設けることとしている。

<個別の事情による配慮措置>

以下の事情等により、世帯人数別の上限額の範囲内では住宅が確保できない場合は、個別に配慮を行う。

- ・車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合
- ・高齢者等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合
- ・地域において住宅扶助上限額の範囲内では賃貸される実態がない場合

<居住の安定に配慮した経過措置等>

住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、以下の措置を講じる。

- ① 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予する。
- ② 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給する。
- ③ 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用する。

冬季加算の見直しの考え方と影響額

<冬季加算の概要>

- 趣旨 冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助に上乗せして支給
- 基準額 冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別、級地別に設定

	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
該当都道府県の例	北海道	岩手県	福島県	石川県	栃木県	東京都
単身世帯の基準額(2級地-1) (月額、円) (該当市の例)	22,080 (旭川市)	15,780 (盛岡市)	10,480 (福島市)	8,000 (金沢市)	5,580 (宇都宮市)	2,800 (羽村市)

<冬季加算の見直しの考え方>

① 地区別の冬季加算の水準の適正化

一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえて適正化

② 世帯人数別・級地別の較差の是正

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別・級地別の実態を踏まえて是正

③ 光熱費以外の冬季増加需要への対応

除雪費用を新設し、暖房器具購入に対応する一時扶助費(家具什器費)を増額(保護開始時等)

<特別な事情への配慮>

傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、冬季加算では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可能とする。

<影響額(国費ベース)>

△30億円程度(平成27年度)

施行時期 平成27年11月(一部地域は10月)予定

冬季加算の見直しの内容

<地区別の冬季加算の水準の見直し>

- ① 一般低所得世帯（年間収入第1・十分位）における冬季に増加する光熱費の実態を反映
各地区において、光熱費支出が増加する月を確認し、当該月における光熱費支出の増加分を基礎として設定。
- ② 近年の光熱費物価の動向の反映
検証の時点(平成21～25年平均)から平成25年までの光熱費物価の動向(灯油代約2割、電気代約1割上昇)を反映。
- ③ 豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整
I区～III区について①、②の結果に1.2倍上乘せし、IV区・V区については①、②の結果に1.1倍上乘せ。

①～③を踏まえた見直し幅（3人世帯の場合）

支給月を以下のとおり変更することを予定

I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
△19%	△20%	△17%	△1%	△17%	△6%

I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
10～4月	10～4月	11～4月	11～4月	11～3月	11～3月

※ I区のうち、冬季に増加する光熱費支出が、I区の見直し後の冬季加算で賄えない地域については、I区の冬季加算額よりさらに高い基準を設定(灯油価格の動向等を踏まえて施行までに検討)。

<世帯人数別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正

世帯人数別の見直しによる影響幅

単身	2人	3人	4人	5人
△5%	+5%	0%	△5%	△6%

<級地別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ、合理性の認められない級地間較差を廃止

級地別の見直しによる影響幅

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
△7%	△2%	+2%	+8%	+14%	+20%

<光熱費以外の冬季増加需要への対応>

- 除雪のための費用について、必要最小限度の額を支給することができるものとする。
- 保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費(一時扶助)の支給上限額を増額する。

冬季加算の見直しの具体例

すべての地区に存在する級地である2級地-1及び3級地-2における冬季加算の見直しの例

冬季加算の額(月額)

単位:円

		現行(A)				見直し後(B)				(B)-(A)			
		単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人
I区	2級地-1	22,080	28,580	34,110	38,680	17,560	24,920	28,320	30,590	△ 4,520	△ 3,660	△ 5,790	△ 8,090
	3級地-2	18,800	24,350	29,050	32,940					△ 1,240	570	△ 730	△ 2,350
II区	2級地-1	15,780	20,440	24,400	27,660	12,410	17,610	20,010	21,610	△ 3,370	△ 2,830	△ 4,390	△ 6,050
	3級地-2	13,440	17,410	20,780	23,560					△ 1,030	200	△ 770	△ 1,950
III区	2級地-1	10,480	13,570	16,190	18,360	8,540	12,120	13,770	14,870	△ 1,940	△ 1,450	△ 2,420	△ 3,490
	3級地-2	8,930	11,560	13,790	15,630					△ 390	560	△ 20	△ 760
IV区	2級地-1	8,000	10,350	12,350	14,020	7,770	11,030	12,530	13,530	△ 230	680	180	△ 490
	3級地-2	6,810	8,820	10,520	11,930					960	2,210	2,010	1,600
V区	2級地-1	5,580	7,220	8,620	9,770	4,540	6,450	7,330	7,920	△ 1,040	△ 770	△ 1,290	△ 1,850
	3級地-2	4,750	6,160	7,340	8,320					△ 210	290	△ 10	△ 400
VI区	2級地-1	2,800	3,630	4,320	4,900	2,580	3,660	4,160	4,490	△ 220	30	△ 160	△ 410
	3級地-2	2,380	3,090	3,690	4,170					200	570	470	320

(注1) 上記の見直し後の額は、見直しの前後を比較するため、すべての地区の支給期間を11～3月の5か月として月額を算出したもの。例えば、支給月が7ヶ月となるI区の見直し後の冬季加算の月額は、上記の「見直し後(B)」の額に5/7を乗じた額となる。

(注2) 今後、端数調整等が有り得る。

<特別な事情による配慮措置>

傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、見直し後の冬季加算額では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可能とする。

平成27年度 生活扶助基準額の改定の考え方

<1. 平成25年8月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分>

- 平成25年8月から、生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、3年目分の適正化を実施。

(※)1年目:H25.8、2年目:H26.4、3年目:H27.4から実施予定

<2. 国民の消費動向を勘案した毎年度の改定分>

- 政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した結果、毎年度の改定分については、据え置くこととする。

<参考> 政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸び

平成27年度における見通し: +2.8%

平成26年度における実績見込み: ▲0.4% ← +2.8% (昨年度の政府経済見通しにおける見通し)

3 社会福祉法人改革について

社会福祉法人制度を巡る状況

<p>平成25年6月</p> <p>8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「日本再興戦略」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等 ■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
<p>平成26年6月</p> <p>7月</p> <p>12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「経済財政運営と改革の基本方針2014」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等 ■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 ■「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■「政府税制調査会」とりまとめ ■「公益法人課税等の見直し」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■「平成27年度税制改正大綱」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。 </div>
<p>平成27年1月</p> <p>2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人改革に関する提言」（自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■「社会保障審議会福祉部会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等 </div>

社会保障審議会福祉部会の審議経過

検討事項	論点	
■社会福祉法人制度の意義		第1回(8月27日開催)
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査 等	第2回(9月4日開催)
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表 等	第3回(9月11日開催)
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け(「社会貢献活動」含む) ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律(いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策 等	第4回(9月30日開催) 第5回(10月7日開催) 第6回(10月16日開催) 第7回(10月20日開催) 第10回(12月19日開催) 第11回(1月16日開催)
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の再編等の仕組み ● 複数法人による協働の仕組み 等	第12回(1月23日開催)
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け 等	第8回(11月10日開催)
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設職員等退職手当共済 等	第9回(11月19日開催)
■とりまとめに向けた議論		第13回(2月5日開催) 第14回(2月12日開催)

社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～

改革の視点

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要。
- 多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な運営のため、社会福祉法人の存在意義が問われており、国民に対する説明責任を果たすことが急務。
- 他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献することが社会福祉法人の使命。

<課題>

- **経営組織のガバナンスが不十分**
 - 一 評議員会の設置が任意であり、諮問機関の位置づけであるため、理事・理事長に対する牽制機能が不十分
 - 一 理事・理事長の権限、責任が不明確
- 財務諸表が不正確といった実態があるなど、財務会計に関するチェックが不十分

<対応の方向性> ※主な内容

- **評議員会の必置化、議決機関化(※)**
※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
- **理事・監事等の権限・責務・責任の明確化**
※善管注意義務、法人に対する損害賠償責任等
- **親族その他特別の関係のある者の理事への選任の制限の厳格化**
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化
- 会計監査人の設置義務化の対象とならない法人に対して公認会計士、税理士等による財務会計に係る点検等を指導

経営組織の見直し

- 財務諸表等の公表は、通知による指導
- 積極的に情報を公表し、運営を社会的監視の下に置くことが必要

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、役員報酬総額、親族等関係者との取引内容のインターネットによる公表の義務付け

透明性の確保

- 適正な役員報酬を担保するための仕組みが必要
- 調達の公正性や妥当性を担保するための仕組みが必要

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等の区分ごとの報酬総額の公表、個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務付け
- 親族等関係者への特別の利益供与を禁止
- 開示の対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大
※取引額1,000万円を超える額→100万円を超える額

適正かつ公正な支出管理

<課題>

<対応の方向性> ※主な内容

地域の公益的お務
取るべきお務

- 社会福祉法人には、既存制度の対象とならない福祉ニーズに対応するという本旨に従い、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供することが求められる。

- すべての社会福祉法人に対し、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務化
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

内部留保の明確化と福祉
サービスへの再投下

- 内部留保(※)を明確化した上で、余裕財産を福祉サービスに計画的に再投下し、内部留保を適正化する仕組みがない。

※内部留保には土地建物への投資分や将来支出が必要な資金が含まれ、余裕財産を表すものではない。

- 内部留保のうち事業継続に必要な最低限の財産(※)を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化
※①事業に活用する土地、建物等、②建物の建替、修繕に必要な資金、③必要な運転資金
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(「再投下計画」)の作成を義務付け
※①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討
- 「再投下計画」については、「地域協議会」による福祉ニーズの反映、所轄庁の承認、公認会計士等の関与等の措置を講ずる。

行政の役割
と関与

- 社会福祉法人の監督を効率的・効果的なものとする必要。
- 地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制に基づく指導監督が行われているとの指摘。

- 勧告等の指導権限規定の整備
- 外部の機関等の積極的な活用による所轄庁の指導監督の機能強化
- 都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の適正な運営を確保する役割を明確化

退職手当共済
制度の見直し

- 社会福祉施設職員の定着を促進する仕組みとする必要。
- 公費助成について、他の経営主体とのイコルフットィングの観点からの検討が必要。

- 退職手当の支給水準について、国家公務員退職手当制度に準拠し、長期加入者に配慮したものとする。
- 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に緩和(現在は2年以内)
- 障害者支援施設への公費助成の見直し(保育所については、更に検討し、平成29年度に結論)

経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

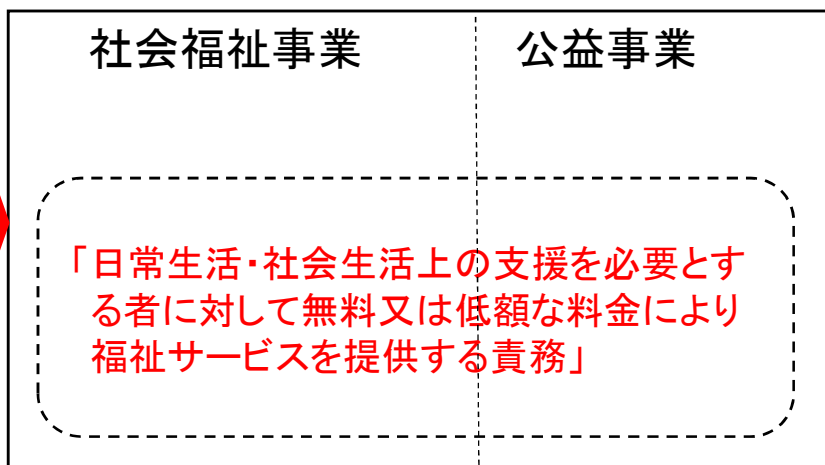
利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模(※)以上の法人に会計監査人の設置義務化
- ※収益10億円、負債20億円以上

社会福祉法人の事業



利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
 - ・評議員会による内部牽制
 - ・外部監査(会計監査人)の導入
 - ・財務諸表の公表
- 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

III 福祉サービスへの再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
 - ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
 - ・所轄庁による計画の承認
 - ・実績の所轄庁への報告と公表
- 等

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

地域公益活動を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化

社会福祉法人
の役割

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料金
により福祉サービス
を提供する
責務の新設

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけ**

行政の関与の在り方について

- 所轄庁による指導監督の機能強化を図る。
(不適正な運営に対する実効性ある指導監督、法人の自律性・福祉ニーズへの柔軟な対応の尊重)
- 国・都道府県・市の連携・支援の仕組みを構築する。
- 財務諸表・現況報告書等の情報を活用するための仕組みを構築する。

指導監督の機能強化

- 不適正な運営に対する実効性ある是正措置を講ずるため、立入検査等に関する規定の整備
- 経営改善や法令遵守等について、柔軟かつ機能的な指導監督を行うための勧告・公表に関する規定の整備
- 行政が関与すべき範囲の明確化、外部の機関等の活用による指導監督の機能強化
 - ・社会福祉法人改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
 - ・会計監査人が作成する会計監査報告書等を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人⇒定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等
- 会計処理等に係る指導監督や再投下計画の承認に当たって、所轄庁において公認会計士等の意見を聞くことなどによる適切な指導監督

国・都道府県・市の役割と連携

国・都道府県・市の連携・支援

- 都道府県において、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援
- 国においては、所轄庁全体の指導監督について、基準の明確化等を徹底

財務や運営に関する情報の活用

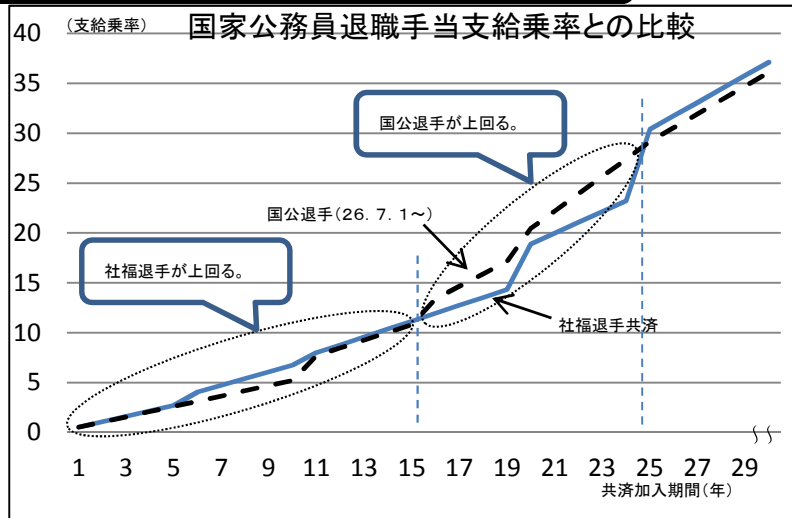
- 財務諸表、現況報告書等を所轄庁として指導監督に活用するほか、
 - ・都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにする
 - ・国においては、都道府県において収集分析した情報を基に、全国的なデータベースを構築する

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

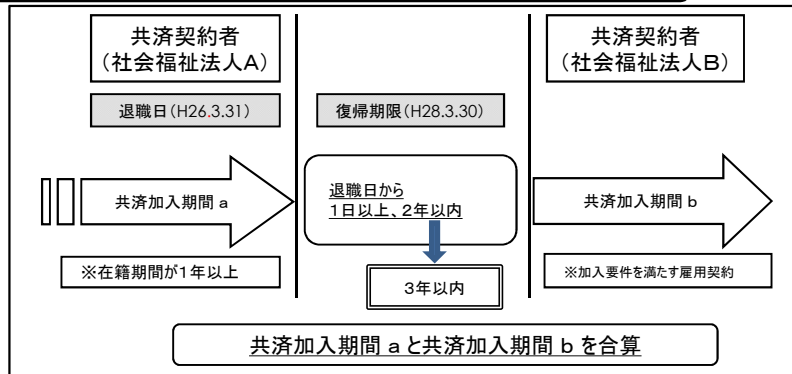
趣旨

- ① 民間との均衡を考慮しつつ、長期加入に配慮した支給水準に見直す(国家公務員退職手当の支給乗率に準拠)。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業(児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。)について、他の事業主体とのイコールフットिंगの観点から、公費助成を廃止(既加入者に対する公費助成は維持)。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題	廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入
	保育	・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導
- 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況の開示を義務付け
- 国・地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

役員報酬等の開示

- 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

調達公正性の確保

- 社会福祉法人と役員の親族・特別の利害関係を有する者との取引について取引相手・取引内容を開示する等、調達公正性の確保や妥当性を担保する仕組みを構築

- = 措置済み
- = 今後措置

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

経営管理体制の強化

- 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

所轄庁による 指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等に先駆けて助言・勧告を行える措置を講じる

多様な経営主体による サービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的性格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

社会貢献活動の義務化

- 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員解職勧告、解散命令ができることを明確化